平成２１年（フ）第４６号
新潟県佐渡市目黒町98番地
債務者　土屋　　久
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成22年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１７３２号
神戸市灘区篠原台７番16号
債務者　村吉　英治
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成22年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０９号
兵庫県姫路市夢前町護持581番地
債務者　三浦　良輔
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成22年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９２４号
兵庫県神崎郡市川町鶴居24番地の７、住民票上の住所兵庫県神崎郡市川町鶴居1068番地の９
債務者　稲津　尚俊
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成22年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３１１号
大分市大字小池原1729番地の85　ヒルズ明野37
債務者　野崎　健司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７７号
大分市明野高尾１丁目11番13号
債務者　木村　美香
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
鳥取県八頭郡八頭町中310番地１、旧住所鳥取県八頭郡八頭町中313番地
債務者　森田　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　やわらぎ
4　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０７９号
大阪市天王寺区餌差町８番２号　明星合同ハイツ401号
債務者　西本　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名波　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８３号
大阪府高槻市津之江北町28番５号
債務者　坂根　健一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４号
岡山県倉敷市西阿知町新田110番地１　リアンＣ207
債務者　船曳　寿治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第７２５号
岐阜市六条大溝４丁目13番地の22
債務者　有限会社ジーワイエフ
代表者代表取締役　西崎　眞美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５８３号
函館市柏木町７番10号
債務者　中嶋　美加（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９０号
岩手県一関市厳美町字滝ノ上262番地５、住民票上の住所岩手県一関市赤荻字桜町37番地７
債務者　阿部　利昭
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部